

教科書教材としての頬山陽『日本外史』

——「所争在弓箭不在米塩」を中心として——

内田健太

はじめに

ができること。

とある。この「日本漢文」について、「第5節 古典A」の「解説」には、

現行の『高等学校学習指導要領 国語編』(平成二十二年六月 文部科学省)「第2章 国語科の各科目」「第5節 古典A」の「4 内容の取扱い (3) 教材に関する事項」の「イ教材の種類」には、

教材には、古典に関連する近代以降の文章を含めること。また、必要に応じて日本漢文、近代以降の文語文や漢詩文などを用いることができるのこと。

とあり、「第6章 古典B」の「4 内容の取扱い (4) 教材

と位置づけられ、「第6章 古典B」の「解説」では、

「日本漢文」、「近代以降の文語文や漢詩文」は、「古典A」の内容の取扱いの(3)のイでも例示している。「古典B」では、そ

れに、日本漢文を含めること。また、必要に応じて近代以降の文語文や漢詩文、古典についての評論文などを用いること

のうち「日本漢文」について、教材として必ず含めることとした
ている。

と「日本漢文」が古典Bの教材として必須のものであることをうか
だしている。

この方針を承けて、現行（平成二十五年三月検定済）の古典Bの
教科書では、各社あわせて三十七種の日本漢文の教材が採録されて
いる⁽¹⁾。この中で、採録数の多いものを見ると、韻文では、夏目漱石
「題自画」、広瀬淡窓「桂林莊雜詠示諸生」、菅茶山「冬夜読書」が
挙げられ、散文では、賴山陽『日本外史』、原念斎『先哲叢談』が
挙げられる。なかでも、賴山陽は、韻文の「題不識庵擊機山図」、
「泊天草洋」が採録される一方、散文の『日本外史』も、「能登殿最
期」、「所争在弓箭不在米塩」、「信玄何在」、「諸将服信玄」の四種に
わたって採録されている⁽²⁾。その四種のなかで、最も採録数が多いの
が「所争在弓箭不在米塩」である。本稿は、この賴山陽『日本外史』
卷之十一「足利氏後記 武田氏 上杉氏」にみえる「所争在弓箭不
在米塩」を採録する現行の古典Bの教科書、教育出版『古典B 漢
文編』（以下、教出と略称）、大修館書店『古典B 漢文編』（同、
大修館と略称）、東京書籍『精選古典B 漢文編』（同、東書と略称）、
右文書院『新編 古典』（同、右文と略称）を取り上げ、その教科
書教材としての取り扱いについて検討しようとするものである。

まず、それぞれの教科書のなかでの教材の位置づけをみよう。

教出では、その扉に「中国古典を学んだ日本人の読解力は、中國
の学者を驚かせるほど深かつたばかりでなく、漢詩を作り漢文を書
く能力も、中国の文人に負けないくらい高かった。」と記す「第一部
日本の漢詩文」単元のなかで、「信玄と謙信」という教材
名で採録され、そのリード文に、「戦国時代、武田信玄と上杉謙信
は何度も戦ったが、決着がつかなかつた。二人は好敵手として、互
いに相手を認め合っていた。」とある。

大修館では、「第一部 六 日本の漢詩文」単元のなかで、「逸話」
というジャンルのもと、「所争在弓箭不在米塩」という教材名で採録
されている。さらに、「参考」として、賴山陽の七絶「題不識庵
擊機山図」（『山陽詩鈔』）が附録されている。

東出では、「II部 十八史略と日本外史」という単元のなかで、
「所争不在米塩」という教材名で採録されている。この單
元は、その扉に、
・史話を読み、登場人物のおかれた状況と行動を理解する。
・日本の文化と中国の文化との関係について考える。

と単元のねらいが示される。このねらいは、学習指導要領の「3内容

(1) 指導事項」に対応するもので、特に、「イ 古典を読んで、内容を構成や展開に即して的確にとらえること。」、「オ 古典を読んで、我が国の文化の特質や我が国との文化との関係について理解を深めること。」と呼応するものである。扉には、あわ

せて、肖像画「頬山陽」(大雅堂義亮筆)を掲げ、そこには「頬山陽」の著した『日本外史』は、日本の武家の歴史を源平の昔から漢文で説き起こしたもので、江戸時代末期に流行した。特に武田信玄と上杉謙信による川中島の戦いは名場面として知られている。」という説明が添えられている。

右文では、「第一部 1——故事・小話」単元のなかで、【日本漢文】と冠して、「所^ハ争^フ在^{ツテ}弓箭^二不^デ在^ラ米塩^一」という単元名で採録されている。

四者は、教材名に若干の相違がある。また、大修館や右文がそれぞれ「逸話」、「故事・小話」と、古典B学習の「第一部」の段階に位置づけられているのに対し、教出や東書では一部構成の後半部の学習単元のなかに位置づけられている。教出では、日本漢文の教材はこの「第二部」の「六」に集約されている。一方、東書は、I部で「日本の漢詩」を取り扱うほか、II部で「白楽天と日本文学」という単元が設定され、より多彩な構えで、日本漢文に取り組むかた

ちになっている。

次に、実際に教科書に採録された本文を提示し、四者を比較検討したい。便宜として、東書の「所争不在米塩」を例示し、それぞれの異同を吟味することにしたい。

二

以下に東書「所争不在米塩」教材の本文を示す。なお、紙面の都合上、本文は、訓読みのかたちで示す。振り仮名は本文に基づくものである。

信玄の国は、海に浜せず。塩を東海に仰ぐ。氏^{うぢ}真^ま北条^{ほうじょう}氏^{うぢ}康^{こう}と謀^{ぼう}りて、陰かに其の塩を閉づ。甲斐^{かい}大いに困^{くる}しむ。謙信^{これ}之^をを聞き、書を信玄に寄せて曰はく、「氏康・氏貞君を困^{くる}るに塩を以^もてすと聞く。不勇不義なり。我公と争へども、争ふ所は弓箭^{きゆうせん}に在りて、米塩に在らず。請ふ今より以往、塩を我が國に取れ。多寡は唯だ命のみ。」と。乃ち賈人に命じ、価を平にして之を給せしむ。

この本文の訓読を、それぞれの教科書と対照すると、次のようになる。

○教出

・信玄の国は、海に浜せず。..信玄の国、海に浜せず。

・氏康・氏真君を困しむるに塩を以つてすと聞く。..氏康氏真君を困しむるに塩を以てすと聞く。

なお、教出は、この「所争在弓箭不在米塩」につづけて、信玄の計報に接した謙信の姿を記す『日本外史』の文を、次のように追加している。これもまた訓読文で示す。

信玄死す。北条氏政使ひを馳せて之を謙信に告ぐ。謙信方に食らふ。箸を含きて歎じて曰はく、「吾が好敵手を失へり。世復た此の英雄男子有らんや。」と。因りて潸然として涕を流す者之を久しうす。

○大修館

・信玄の国は、海に浜せず。..武田信玄、国海に浜せず。

・氏真北条氏康と謀りて、..今川氏真、北条氏康と謀り、

・謙信之を聞き、..上杉謙信之を聞き、

・氏康・氏真君を困しむるに塩を以つてすと聞く。..聞く、『氏康・氏真、君を困しむるに塩を以てす』と。

・多寡は唯だ命のみ。..多寡は唯だ命のままなり。..乃ち賈人に命じ、価を平にして之を給せしむ。..乃ち賈人に

命じて、価を平らかにして之を給せしむ。

○右文

・信玄の国は、海に浜せず。..信玄の国、海に浜せず。

・氏康・氏真君を困しむるに塩を以つてすと聞く。..氏康・氏真君を困しむるに塩を以てすと聞く。

・争ふ所は弓箭に在りて、米塩に在らず。..争ふ所は弓箭に在つて、米塩に在らず。

・価を平にして之を給せしむ。..価を平にして之を給せしむ。
これをみると、教出の追加部分が、謙信の人物像の理解を深める上で工夫を凝らした出色のものであるが、「所争在弓箭不在米塩」の東書と教出、右文の三者の訓読は、ほぼ共通のものであることがわかる。その差異は、東書が「信玄の国は、海に浜せず。」と助詞「は」を送ったり、「以」を「以つて」と活用語尾から送ったり、右文が「在つて」と音便形で送ったりという微妙なものにとどまる。
他方、大修館との三者との間には、やや径庭が認められる。大修館は、「武田信玄」「今川氏真」「上杉謙信」と、原漢文に名字を補っている。おそらく、一読して人物相互の関係がわかりやすくなるようにするための校訂であろうと推察される（ただし、その結果、「武田信玄、国海に浜せず。」と文の構造が変わっている）。このことに関して、三者は、後にぶれるように、注で名字を補いフルネー

ムを示している。また、「氏康・氏真君を困しむるに塩を以てすと

聞く。」のように、返り点を改めたところもある。これもまた、よ

り読み手が理解しやすいかたちを探ったものであろう。さらに、三

者が「多寡は唯だ命のみ。」とするところを、「多寡は唯だ命のままなり。」と、訓みを改めている。一般的な訓読では、「唯」は限定を

示す副詞としてとらえ、「唯だのみ」と、助詞「のみ」を呼応させることが多いように思われるが、ここで「唯だ命のままなり」と

訓むのは、岩波文庫本『日本外史』が、「多寡は唯命のまゝなり」（中、一〇九頁）と訓むのを踏まえたものであると考えられる。とすると、この「多寡は唯命のまゝなり」という訓読が何に拠るもの

のであるかということになるが、それはおそらく、頬山陽が「日本外史引用書目」に挙げる湯浅常山『常山紀談』巻一「上杉謙信塩を甲斐に送る事」にみえる「⁽⁶⁾多寡唯命の儘なり」という表現と関わるのでないかと思われる。「多寡唯命」をめぐる四者の訓読の

異同を整理すると、教出・東書・右文の三者は「唯」の一般的な句

法に則したシンプルな訓み方を採っているのに対し、大修館は從来の訓読を承けて、訓読文として意味が取りやすい訓み方を採っているということができる。

以上のように、四者の本文を比較すると、東書・教出・右文の三者のが同じ系統にあること、大修館が読みやすさ、わかりやすさの

面から改訂を加えていることがわかる。

次に、本文の注・解題について調査したい。ひとまず東書の脚注を例示すると、以下のようになる。

1 信玄 〔一五二一—一五七三〕 武田信玄。^{たけだ} 戰国時代の甲斐の武将。

2 浜 (土地が海や河などに) 沿っている。

3 仰 頼る。

4 東海 東海地方の諸国。

5 氏真 〔一五三八—一六一四〕 今川氏真。^{いそまこと} 義元の子。戦国時

代の駿河の武将。

6 北条氏康 〔一五一五一五七一〕 戰国時代の相模の武将。

7 甲斐 今^{わまなし}の山梨県。

8 謙信 〔一五三〇—一五七八〕 上杉謙信。戦国時代の越後の武将。

9 箭 矢。

10 以往 のち。

11 多寡唯命 多い少ないは、あなたの言いつけしだいです。

12 賈人 商人。

13 平価 價格を適正にする。

この東書の脚注をほかの三者と比較すると、教出は、注の数も同

数の十三で、個別の内容もまたほぼ同じである。先に訓読の異同で

ふれた「多寡唯命」については、注によって文意が取りやすくなる
ように工夫されている。右文は、注の数が十で、「東海」「以往」

「多寡唯命」に注が無い。大修館は、注の数が九で、「浜」「仰」「東
海」「甲斐」「以往」に注が無く、一方で「閉其塙」に「塙の供給

を止める。」と注が有る。⁽⁸⁾ ただし、必ずしも注が多いからわかりや
すく、注が少ないから読みにくい、ともいがたい。確かに、「浜」
のように注が望まれるものも有る。「浜」（「濱」）の「（土地が海や
河などに）沿っている。」という動詞の用法は古代漢語として常用
のものではないからだ。しかし、たとえば、東書・教出では、「仰」

は「頼る」、「箭」は「矢」と最小限の注だが、右文は「仰塙」につ
いて「塙を送つてもらう。」と注し、「箭」について右文は「弓箭——
弓と矢。武力。」大修館は「弓箭 弓矢。ここでは、戦争の意味。」
と、より文脈を踏まえた語釈になつていて。

東書の脚注には、句法についての記載も添えられている。ここで、
四者の句法についての説明をみておこう。東書は、
* 唯・： （…に） 命令して…させる。使役を表す。
* 唯・： ただ…だけ。限定を表す。
* 命・： （…に） 命令して…させる。使役を表す。
と、「多寡は唯だ命のみ」と、「乃ち賈人に命じ、価を平にして之を
給せしむ。」とについて、句法の説明を加えている。

教出は、「句型」として、次の三つを挙げる。

1 請^フ自^リレ今以往、取^レ塙^ヲ於我^ガ国^ニ。 どうか……してくれ
ださい（願望）

2 唯^ダ命^{/ミ}。 ただ……だけ（限定）

3 世復^ク有^ラ此^{/ミ}英雄男子^{一乎}。 ……か（いや、ない）（反
語）

大修館は、「句法」として、「*・唯命。【限定】」を挙げる。ただし、
大修館は、前述のように、この句を「多寡は唯だ命のままなり」と
読んでおり、典型的な限定の句法（ただ……だけ）としては読ん
でいい。このあたりの事情について、大修館が参照を求めている卷
末の「重要句型の整理」の「限定・強調の形」は、

「ただ」という意味を表す副詞を用いたり、「…だけである」
という意味を表す助字を用いたりして、限定の意味を表す形。
文脈によつては、「ただそれだけなのだ」という意味あいが強
く、自然に断定や強調の意味にもなり、その区別はむずかしい。
と留保をつけ、この「多寡は唯だ命のままなり」は「但・只・唯・
惟・直」の「たダ…（ノミ）」の句法を示す例文としては挙げられ
ていない。

右文には、特に句法についての説明は無い。
漢文学習において、句法の学習が占める割合は高い。この「所争

在弓箭不在米塩」には、いわゆる重要な句法とされる構文は少ないが、東書・教出の句法に関する説明は妥当なものといえる。とりわけ、東書が示す「命」の使役の用法についての説明は、要を得たものであるといえるだろう。

最後に、四者それぞれの解題についてみると、次のようになる。

○教出

日本外史 二十二巻。頼山陽作。漢文を用いて源平の合戦から徳川時代までの武士の興亡を描いた歴史書。

頼山陽 漢学者・歴史家・詩人。名は襄。山陽と号した。安芸の国生まれ。『日本外史』『山陽詩鈔』『日本樂府』などがある。(一七八〇—一八三二)

○大修館

頼山陽(一七八〇—一八三二)江戸時代の儒者、歴史家。名は襄。山陽は号。安芸(現在の広島県の西部)の人。

日本外史 頼山陽の著。

○東書

日本外史◆頼山陽(一七八〇—一八三二)の著。二十二巻。

源平氏から徳川氏までの武家の興亡を記したもの。頼山陽は名は襄、号は山陽。江戸時代の漢学者、史家、詩人。

○右文

頼山陽 江戸後期の儒学者(一七八〇—一八三二)。名は襄。字は子成。山陽は号である。大阪に生まれ、漢詩人・文人画家としても名を馳せた。

日本外史 江戸時代後期、頼山陽(一七八〇—一八三二)の著。二十二巻。源氏・平氏から徳川初期に至るまでの七百年間にわたる武家興亡の歴史を漢文で記したもの。文政十二年(一八一九)刊。

教出の解題は、卷末付録の「古典文学要覧」に記載されたものである。教出が頼山陽の著作名を挙げているのは、その『国語便覧』的な性格によるものと思われる。四者を比較すると、大修館の簡潔さと右文の独自色が目を引く。

以上、教科書教材「所争在弓箭不在米塩」の本文をめぐって、四者の比較検討を行った。次に、節を改めて、この教材を踏まえた言語活動について、四者の検討を行いたい。

三

古典Bの学習指導要領の「3 内容」には、「例えば、次のように言語活動を通して指導するものとする。」として、以下のように「言語活動例」が示されている。

ア 辞書などを用いて古典の言葉と現代の言葉とを比較し、その変遷などについて分かったことを報告すること。

イ 同じ題材を取り上げた文章や同じ時代の文章などを読み比べ、共通点や相違点などについて説明すること。

ウ 古典に表れた人間の生き方や考え方などについて、文章中の表現を根拠にして話し合うこと。

エ 古典を読んで関心をもった事柄などについて課題を設定し、様々な資料を調べ、その成果を発表したり文章にまとめたりすること。

これを承けて、それぞれの教科書では、「学習の手引き」（教出・東書）、「語句の表現」（東書）、「学習」（大修館・右文）、「単元課題」（大修館）が設けられている。それを示すと、次のようになる。

○教出

学習の手引き

1 謙信はなぜ敵に塩を送ったのか。

○大修館

学習 上杉謙信は、なぜ敵に塩を送ったのか。

単元課題 これらの中詩や逸話、七五ページの「古典の窓」日本人と漢詩文」を参考に、私たちの祖先が中国からどのようにことを学んでいるか、話し合ってみよう。

○東書

学習の手引き

①次の文を書き下し文にし、現代語訳しよう。

(1) 我与レ公争ヘドモ、所レ争フ在リテ二弓箭ニ、不在ニ米塩ニ。

(2) 信玄知リ其ノ志在ルヲ必死ニ、不敢ヘテ出テア戦ハ。

〔語句と表現〕

①本文に関わる言葉に、「敵に塩を送る」があるが、どのような意味で使われているか調べよう。

○右文

【学習】

一 謙信はどのような人物として描かれているか、考えてみよう。

二 この故事から「敵に塩を送る」ということが生まれたが、一般にはどのような意味で用いられているか、話し合ってみよう。

う。

この四者を見比べると、二つの課題に集約されることに気づく。

一つは、東書の「語句と表現」や右文の【学習】二にみえるように、「敵に塩を送る」というこの故事に関わる言葉が、どのような意味で使われているか調べようとするもので、これは学習指導要領の

「言語活動例」のアを念頭に置いたものである。この「敵に塩を送る」について、たとえば『日本国語大辞典』(第二版)は、次のようないい説明をする。

(戦国時代、上杉謙信が、宿敵武田信玄に塩を送り、その領国甲斐を塩不足から救ったという故事による)

自分と対立して争う者になさけをかけ、その相手の利益になるようなことをあえてする。

*街の物語(1934)「榎山潤」「炭をとつておかなければ、草田さんも困るだらう。池内さんの奥さんは、謂はば敵に塩を送るやうな立場になつたのである」

この「自分と対立して争う者になさけをかけ、その相手の利益にならぬことをあえてする。」ということで連想されるのが、故

事成語「宋襄の仁」(『春秋左氏伝』「僖公二十二年」)である。ただし、「宋襄の仁」は、「無用の情けのこと。」(『漢辞海』第三版)、「無益のなさけ、役に立たないあわれみ。」(『日本国語大辞典』第二版)と、一般的には否定的にとらえられるのに対し、この「敵に塩を送る」には、むしろ肯定的な語感がある。それは、この行動をあげてとつた上杉謙信の人物像に読み手が共感することによるものであろう。

この「敵に塩を送る」という言葉に関わる言語活動と連動するの

が、もう一つの課題、すなわち、右文【學習】一が「謙信はどのような人物として描かれているか、考えてみよう。」と掲げるものである。右文の課題を端的に示すと、「謙信はなぜ敵に塩を送ったのか。」これは學習指導要領の「言語活動例」のウを念頭に置いたものである。右文の課題を端的に示すと、「謙信はなぜ敵に塩を送ったのか。」(教出・大修館)ということになる。東書の「我与公争、所争在弓箭、不在米塩。」を「書き下し文にし、現代語訳しよう。」という言語活動も、同じねらいにあるものといえる。

それでは、「謙信はなぜ敵に塩を送ったのか。」という問い合わせでどのように學習活動を開くべきなのか。それにはまず、本文のあらすじを簡単にまとめることが必要な手続きになると思われる。本文は大きく三つに分けられる。

一、武田信玄の領国は海に沿っていないため、東海地方の諸国に塩を送つてもらっていた。

二、武田信玄と断交した今川氏真と北条氏康とは共謀して塩の供給を断ち、甲斐は大いに困窮した。

三、上杉謙信が信玄に手紙を送り、氏真や氏康の遣り方は不勇不義であるとして、塩の供給を申し出た。そこで商人に適正な価格で塩を供給するよう命じた。

これを敷衍すると、信玄の領国が内陸にあるという地理的条件につけこみ、今川・北条両氏は塩止めといういわば経済封鎖によって

甲斐を苦しめる。

いのことを聞いた上杉謙信は信玄に手紙を送る。苦境にある信玄に送ったこの手紙に、「なぜ塩を送ったのか」という問い合わせがある。謙信は、両氏の塩止めは「不勇不義」であるという。かの新渡戸稻造『武士道』がこの「所争在弓箭不在米塩」（“I do not fight with salt, but with the sword”）における「不勇不義」を“a very mean act”（これ極めて卑劣なる行為なり⁽²⁾）ととらえているのは興味深い。先学は、この「不勇不義」という表現について、新渡戸稻造と符節を合するがいとく、「義を見て為さるは、勇無きなり」（『論語』為政）を引き、「卑怯で人として守るべき道を外れている」と通釈し、「敵に塩をおくる」という逸話が広く日本人の間に流布しているのは、謙信の美学が日本人のそれと同じであるからであろう。」と説く。

そして謙信はいう。「我公と争へども、争ふ所は弓箭に在りて、米塩に在らず。」——わたしはあなたと争っていますが、争う手段は弓箭であって、米塩ではありません、と。ここで謙信がいう「弓箭」とは、大修館の注にあるように戦争の象徴である。「米塩」もまた、「生活必需品」（『漢辞海』第三版）の象徴であるといえる。生活必需品を封鎖して経済的に追いつめるのは「不勇不義」であると考え、真に向から弓矢を構え武力によって決着をつけようとする

のが謙信の言い分である。このような意図のもと、謙信は敵に塩を送ったとみることができる。⁽²⁾

さらに右文の「謙信はどのような人物として描かれているか、考えてみよう。」とこういって掘り下げる、その塩の送り方に謙信の度量をうかがうことができる。どうこうとかといえば、塩を送るにあたって、謙信は、「請ふ今より以往、塩を我が国に取れ。多寡は唯だ命のみ。」——どうか今から後は、塩を我が国からお取りください。塩の分量の多い少ないは、ただあなたの言いつけ通りにいたします、といい、「乃ち賈人に命じ、価を平にして之を給せしむ。」——そこで商人に命令して、適正な価格で塩を供給させたのである。ここから、苦境にある信玄の弱みにつけこんだり暴利をむさぼったりすることを潔しとせず、あくまで義によって勇武を示そうとする謙信の人物像がみてとれる。

もちろん、頼山陽が描き出すこのようないい諱像が歴史的な実像であるかどうかは別の次元の問題であり、東書が掲げる「謙信と信玄の武将として優れた点を指摘し、話し合おう。」という課題に即使いえば、相手の苦境につけこまず、義によって勇武を示そうとすることが「武将として優れた点」なのかも論者によつては議論が分かれるところかもしれない。また、大修館の「私たちの祖先が中國からどのようなことを学んでいるか、話し合ってみよう。」という

単元課題に照らしてみると、このような謙信の戦争観と、たとえば『孫子』にみえる戦争観とは大きく異なっていることも浮かび上がつてこよう。ただし、『日本外史』に描かれたこのような謙信像が、「不勇不義」に関する解釈にみられるように、日本人のものの見方、考え方方に影響を与え、多くの読者の共感を得てきたこともまた事実である。⁽¹⁵⁾

以上で「所争在弓箭不在米塩」の言語活動に関する検討を終える。最後に、以上の検討を踏まえ、教科書教材「所争在弓箭不在米塩」の意義について考えたい。

おわりに

本稿は、現行の高等学校学習指導要領「国語」古典Bで「教材には、日本漢文を含めること。」とされる日本漢文教材について、散文としては最も採録数の多い「所争在弓箭不在米塩」（頬山陽『日本外史』巻之十一「足利氏後記 武田氏 上杉氏」）を取り上げ、その教科書教材としての取り扱いを検討したものである。

まず、日本漢文教材として採録する教出、大修館、東書、右文の四者における「所争在弓箭不在米塩」の教科書における位置づけについて確認した。次に、教科書教材「所争在弓箭不在米塩」の本文について四者の異同を吟味し、教出、東書、右文の三者が同じ系統にあること、教出が信玄の訃報に接した謙信の姿を描く場面を追加して謙信像に奥行きを与えていたこと、大修館がより読みやすくなかりやすい方向を目指して校訂を行つていていることを明らかにした。本文に関する注や句法、解題についても、その差異について調査した。さらに、古典Bの学習指導要領の「言語活動例」を承けた四者の言語活動課題について比較検討し、四者の課題が「敵に塩を送る」という言葉に関わる言語活動と「謙信はなぜ敵に塩を送ったのか。」という言語活動とが軸になつてていることを示し、『日本外史』に描かれる上杉謙信像について考察を行つた。

「所争在弓箭不在米塩」は、「敵に塩を送る」の〈義塩〉の故事で人口に膾炙する日本漢文の代表的な作品である。頬山陽が「我公と争へども、争ふ所は弓箭に在りて、米塩に在らず。」と描き出す〈義將〉たる上杉謙信の人物像は、この『日本外史』が江戸期から読みつかれてきたことを通して、日本人のものの見方、考え方には影響を与え、共感をもつて迎えられてきた。新渡戸稲造が『武士道』においてこの逸話を紹介するのはその好個の例である。まさに、学習指導要領にいうところの〈古典としての漢文〉の範例であるとみることができる。日本漢文に関心が高まるなか、これが教材として多くの教科書に採録されているのは、決して故無きことではないと

いえよう。

注

(1) 宮崎洋一「中学校・高等学校の国語の教科書に掲載された漢文の教材一覧（その2）」（『文教国文学』第五十九号、二〇一五年）、樋口敦士「日本漢文を用いた比較鑑賞の実践——『大東世語』に着目して——」（『新しい漢字漢文教育』第六十三号、二〇一六年）を参照。

(2) 教材史上の日本漢文、そして『日本外史』の位置については、石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』（湘南社、一〇〇九年）、木村淳『漢文教材の変遷と教科書調査——『日本外史』を中心と/or>』（『中国近現代文化研究』第十六号、二〇一五年）を参照。

(3) 賴山陽『日本外史』卷之十一「足利氏後記 武田氏 上杉氏」にみえる「所争在弓箭不在米塩」については、徳富猪一郎監修、木崎愛吉・賴成一共編『賴山陽全書 全集上』（賴山陽先生遺蹟顕彰会、一九三一年）、賴成一・賴惟勤訳『日本外史 中』（岩波文庫、一九七七年）、漢詩・漢文教材研究会編『漢詩・漢文解釈講座 第十七卷 日本漢詩・漢文』（昌平社、一九九五年。「上杉謙信」二八二頁～「八四頁、「指導案事例」五五七頁～五五九頁）、鎌田正監修、国金海一・若林力『漢文名作選

〔第2集〕 5 日本の漢詩文」「謙信の美舉」（日本外史）（大修館書店、一九九九年、二〇九～二二一頁）を参照。なお、『日本外史』の研究案内としては、賴惟勤『日本外史』への手引き』（『日本外史 下』所収、岩波文庫、一九八一年）、同『『日本外史』研究の方向試探』（『斯文』通巻八十五号、一九八二年）がある。『日本外史』の評価については、中村真一郎『賴山陽とその時代』（第六部 山陽の学藝 一『日本外史』）（中央公論社、一九七一年、のち中公文庫、一九七七年）を参照。

(4) 原文「信玄國、不浜海。仰塩於東海。氏真与北条氏康謀、陰閉其塩。甲斐大困。謙信聞之、寄書信玄曰、「聞氏康氏真困君以塩。不勇不義。我与公争、所争在弓箭、不在米塩。請自今以往、取塩於我國。多寡唯命。」乃命賈人、平價給之。」

(5) 原文「信玄死。北条氏政馳使告之謙信。謙信方食。含箸而歎曰、「失吾好敵手矣。世復有此英雄男子乎。」因潸然流涕者久之。」

(6) 永井一孝校訂『常山紀談』（有明堂文庫、一九二六年、二四二～五頁）。国立国会図書館デジタルコレクション <http://ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1018103/30> 最終アクセス日 二〇一七年一月一十八日、以下のウェブサイト引用の最終アクセス日は同日）。

ただし、『常山紀談』のこの条は、有明堂文庫本の「緒言」

に、「本書異本數種ありて、記事の互に出入せるもの少からず、今は元文四年の板本を以て底本とし、底本に無くして異本に載する所は、悉く補遺として之を録し」という「異本」による「補遺」である。この「補遺」について、森銑三は、「なおこゝに一つ問題とすべきは、有朋堂文庫本常山紀談の卷の一、二、四、九の四巻には、木版本はない補遺數條づつが加へられており、異本に據つてそれを補つたことが緒言に断つてある。併し正宗氏所報の淨寫本常山紀談にはそれらの條はない由であり、今その異本の所在を知ることを得ず、その補遺の條の性質をもこれを明らかにし兼ねたので、當文庫本は有朋堂文庫本にいふところの補遺を加へることをしなかつた。」という（森銑三校訂『常山紀談 上巻』「解題」、岩波文庫、一九三八年、八頁）。頬山陽が「日本外史引用書目」として示した『常山紀談』にこの条が収録されていたかは未詳であるが、試みにこの条全体を比較のために示すと、「武田信玄の領國は甲信二箇國にして、孰れも海に濱らざれば、鹽を自國に取る事能はずして、遠く東海北條の領國に仰ぐ事なり。氏真北条氏康と謀りて、陰に其の鹽を開ぢて甲信に送ることを禁めたりける程に、甲信両國の人民は固より兵士も亦大に困しみ、一種の丘糧攻に異らざりける。」上杉謙信之を聞き、信玄に書を寄せて云ひけるよう、聞く、氏

康氏眞君を困むるに鹽を以てすと、是れ不勇不義の極みなり。我公と争ふ所は、弓箭にありて米鹽に非ず。請ふ今より以往鹽を我國に取られ候へ。多寡唯命の儘なり。と軀て賣人に命じ、價を平にして之を給しける。」とあるように、両者は明らかに同源のものである。同じくこの「敵に塩を送る」逸話を収める岡谷繁実『名将言行錄』巻之十一「上杉輝虎」（『名将言行錄（一）』岩波文庫、一九四三年、五一～五三頁）と比較すると、「常山紀談」のこの条と『日本外史』との類似性はより明瞭である。『常山紀談』の「異本」によるこの条の資料的な問題は存するものの（鈴木榮三校注『定本常山紀談 下』「解説」（新人物往来社、一九七九年、四六七～四六九頁）を参照）、ひとまず大修館の「多寡は唯だ命のままなり」という訓読に先行する例として挙げておく。

- (7) 教出は、「⑪多寡 多い少ない」の注に、「◆「命」とは誰の命（言いつけ）か。」という脚問が添えられている。さらに、前掲の追加部分に、「⑭北条氏政 氏康の子。（一五三八～一五九〇）○ ⑮潛然 涙の流れるさま。」の注が有る。

- (8) この「閉其塩」の注に、「★塩の供給を断つたのはなぜか」という脚問が添えられている。

- (9) 『角川新字源 改訂版』は「浜」について「③そう（沿）。土

地が水べにそう。」と訳し、「浜海」について「海にそう。また、海岸の地。〈漢・石奮伝〉」と説明するが、『漢辞海 第三版』は、「浜」について「一、『動』せまる。ア、まぢかに臨む。イ、ある事態に臨む。ほとんど…の状態になる」と訳し、「浜海」についても、「浜ぐ。海にそつた岸。〈漢・石奮伝〉」といい、「やつ」という訓をあてるには慎重である。

- (10) Nitobe, Inazo (1900). *Bushido: The Soul of Japan*. <http://www.gutenberg.org/files/12096/12096-h/12096-h.htm>
#COURAGE》，矢内原忠雄訳『武士道』(岩波文庫、一九三八年、一九七四年改版、四七頁)。なお、初訳の桜井鶴村訳(丁未出版社、一九〇八年。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/infondljp/pid/758905/35>)は、「此れ不勇不義の至なり」と訳している。

- (11) 前出の漢詩・漢文教材研究会編『漢詩・漢文解釈講座 第十卷 日本漢詩・漢文』二八四頁。
- (12) この「なぜ謙信は塩を送ったのか」という問い合わせに対しても、漢詩・漢文教材研究会編『漢詩・漢文解釈講座 第十七卷 日本漢詩・漢文』(一八四頁)は、「全国制覇を目指す両雄にとっては、お互いに倒さねばならない敵であったが、どんな手段を用いても勝つということは英雄の美学にはなかつた。勝つことよ

りも、人間として生きるいとの方を選んだのが謙信であつた。「敵に塩をおくる」という逸話が広く日本人の間に流布しているのは、謙信の美学が日本人のそれと同じであるからであろう。川中島などで死力を尽くして戦つた両雄は、真剣に戦つたもの同士のみが理解できる友情と畏敬の念が生じたにちがいない。」と考察する。

- (13) いわゆる上杉謙信の「義塩」については、馬場範明「上杉謙信義塩の真偽」(歴史研究)第四百六十三号、一九九九年)、矢田俊文『上杉謙信』(マネルヴァ書房、一〇〇五年、九一頁)、花ヶ前盛明編著『上杉謙信謎解き散歩』(新人物文庫、一〇一〇年、五一～五三頁)を参照。

- (14) 浅野裕一『孫子』(講談社学術文庫、一九九七年、三一三)～三一四頁) 参照。

- (15) 中村真一郎は、『頼山陽とその時代』(前出注(3)、中公文庫、一七一～一七三頁)において、次のようにいう。「明治初年生まれの私の外祖母は、文字通り無学な田舎の一老嫗に過ぎなかつた。しかし彼女は、中学生の私が漢文の副読本『外史鈔』を読み悩んでいるとき、台所に立つたままで、私の読みかけた部分を婉々と暗誦して聞かせてくれた。明治の初めの地方の少女は、『日本外史』を暗記することが初等教育であつたのだろう。そ

れは、『外史』が全国津々浦々に行き渡っていた証拠となると同時に、その文章が諳誦に適した、つまり人間の呼吸に自然に合致した、見事な雄弁調として成功していることを示しているだろう。近代の口語は、そうしたエロカنسの美において、遂にこの水準にまで達した文体を発見していない。——」。このことについては、齋藤希史『漢文脈と近代日本　もう一つの言葉の世界』「第一章　漢文の読み書きはなぜ広まったのか——『日本外史』と訓読の声」（NHKブックス、二〇〇七年）、同「賴山陽の漢詩文——近世後期の転換点」（東京大学教養学部国文・漢文部会編『古典日本語の世界——漢字がつくる日本』所収、二〇〇七年）を参照。